平成２８年（フ）第５７号
茨城県常総市豊岡町乙1466－７　サンフラワーＡ　102号室、住民票上の住所茨城県常総市豊岡町乙1376番地６
債務者　寺田　光義
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５９号
茨城県古河市中央町１－４－10　グリーンパーク古河Ⅱ　３階　304号室、住民票上の住所茨城県古河市高野1323番地４
債務者　船橋　範彦
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６０号
茨城県桜川市真壁町真壁154番地
債務者　杉山　光夫
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６６号
茨城県下妻市本宗道1021番地１　共栄商事205号室
債務者　カマルゴこと　ＣＡＭＡＲＧＯ　ＶＡＬＱＵＩＲ
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７３号
茨城県常総市豊岡町乙1325番地３　スカイハイツソメヤＣ棟202
債務者　風見　　靜
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５１号
富山県砺波市千代54番地
債務者　太田千鶴子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１４０号
山梨県甲斐市大垈100番地135
債務者　武藤　亨三
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
長野市三輪５丁目10番0105号
債務者　志津　大輔
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
長野市吉田２丁目35番８号　よしだハイツ202号室
債務者　伊藤沙也香
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
長野県下高井郡木島平村大字往郷1968番地２
債務者　小林すみ子
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
長野市三輪３丁目10番17号　本郷イースト201
債務者　堀内　厚伊
１　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目115番地、前住所岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目260番地
債務者　大坪　江梨
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１５１号
岐阜市柳津町宮東１丁目140番地、前住所岐阜市柳津町上佐波５丁目100番地　（プレミーＢ棟103号室）
債務者　渡邉　啓介
１　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９５号
静岡県富士宮市外神915番地の１（住民票上の住所）
債務者　望月　啓子（旧姓佐野）
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１４７号
兵庫県姫路市京口町117番地
債務者　村上　堅二
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４８号
兵庫県姫路市京口町117番地
債務者　村上しのぶ
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４９号
兵庫県姫路市京口町117番地
債務者　村上　貴範
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部